

第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 市町村子ども・子育て支援事業計画について

- ・子ども・子育て支援法に基づき、5年ごとに策定が義務付けられているもの
- ・保育園や幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制の確保について定める需給計画
- ・その他、市の展開するさまざまな子育て関連施策の充実を図るための目標や取り組みを定める計画
- ・現行の第2期計画は令和2年度から令和6年度までとなるため、令和7年度からの第3期計画を令和6年度中に策定する必要がある

2 江別市子ども・子育て支援事業計画について

- ・江別市では、現行の第2期計画より、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付けている

<参 考>

根拠法令	計 画	性 質
子ども・子育て支援法第61条	市町村子ども・子育て支援事業計画	策定義務
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項	市町村子どもの貧困対策計画	努力義務

3 策定体制

- ・子ども・子育て会議（平成25年11月設置・常設）

委員構成 (14名)	学識経験者、市内関係者団体の代表者等	11名
	一般公募（市民代表）	3名

4 策定経過と今後のスケジュール

令和6年	7月 8日	江別市子ども・子育て会議（協議1回目）
	10月 3日	江別市子ども・子育て会議（協議2回目）
	10月29日	江別市子ども・子育て会議（協議3回目）
	11月19日	江別市子ども・子育て会議（協議4回目）
	12月～1月	意見公募（パブリックコメント）実施
令和7年	1月	江別市子ども・子育て会議（協議5回目）
	3月	第3期計画の決定

5 計画素案（第6回江別市子ども・子育て会議資料）

別冊資料のとおり